

富山県生物学会会則

令和2年6月5日改正

(名 称)

第1条 この会は、富山県生物学会と称する。

(目 的)

第2条 この会は、富山県における生物の研究を
狙いとし、あわせて会員相互の親睦を深
めることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、
次の事業を行う。

1. 研究発表会
2. 研修会
3. 出版
物刊行
4. 表彰
5. 生物調査
6. 出張指導と講師の派遣
7. その他

(会 員)

第4条 この会の会員は次の通りとする。

1. 普通会員 この会の趣旨に賛同し、
所定の会費を納入した者
2. 学生会員 この会の趣旨に賛同し、
所定の会費を納入した者
3. 顧 問 会長経験者

(役 員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- 会長 1名 副会長 若干名
理事 若干名 監事 若干名
幹事 若干名(庶務幹事長、企画幹事長、
編集幹事長各1名を含む)

(役員を選出)

第6条 会長、副会長、理事および監事は、総会
において会員の中より選出し、幹事は会
長がこれを委嘱する。

(職務内容)

第7条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 会長は、会を代表し、会務を総括する。
副会長および理事は、会長を助けて会の
運営に当たる。
監事は、会計監査をする。
庶務幹事は、事業の調整、会計業務、そ
の他庶務の事項を行う。庶務幹事長の所
在地に事務所を置く。
企画幹事は、年間の事業を企画立案し、
種々調整して実施する。

編集幹事は、会誌の発行に当たり、原稿
集め・編集・印刷実行する。

(任 期)

第8条 役員の仕事は3年とし、重任を妨げない。

(会 議)

第9条 この会に、次の会議をおき、会長はこれ
を招集する。

1. 総会 年1回以上開き、重要な会務
を審議決定する。
2. 役員会 必要によって開き、会長の
諮問に応じて会務を審議決
定する。

(経 費)

第10条 この会の経費は、会費およびその他の収
入をもってあてる。

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始
まり、翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第12条 この会の運営上に必要な細則は、別に定
める。

(会則変更)

第13条 この会の会則の変更は、役員会の議を経
て総会の議決によって行う。

細 則

1. 普通会員の会費は、年額3,000円とする。
2. 学生会員の会費は、年額1,000円とする。
3. 顧問は会費を徴収しない。
4. 会費を2年以上納めない者は、退会したもの
とする。
5. 寄付を受けることができる。
6. 富山県生物学会「学会賞」の表彰を次のよう
に規定する。下記の項目に該当し、学会理事
複数の推薦を受けた中から理事会で協議決定
する。
①多年生物学会員として学会の運営発展に著
しい貢献をした者。
②本学会の発展に貢献を与える貴重な研究を
行った者。
7. この会の事務局は、魚津市三ヶ魚津水族館に
置く。
8. この会に支部を置くことができる。